

東日本大震災に関わる会議の議事録の不作成に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年二月一日

参議院議長平田健二殿

平

山

誠

東日本大震災に関する会議の議事録の不作成に関する質問主意書
「未曾有の大災害」、これが東日本大震災に付けられる枕詞であることは誰も異存がないことと承知している。

また、震災によつて引き起こされた甚大な被害及びその対策は、後世に遺し、未来の被害を最小限に抑え
ることが、犠牲になられた尊い生命へのせめてもの償いであると考える。

しかし、後世に遺すべき震災関連会議の議事録が多くの会議で作成されていないことが明らかとなつた。
「未曾有の大災害」も記録がなければ人々の記憶から失われていくばかりである。これは大変由々しき問題
であり、事実の解明は喫緊の課題と考え、以下、質問する。

一 震災関連会議は誰が招集し、どのような目的で何回開かれたのか。府省別に時系列に沿つて示された
い。

二 前記一の会議のうち、議事録及び議事概要が作成されていない会議はどれか。

三 前記一の会議も含め、閣議や関係閣僚委員会、政務三役会議等、政府における全ての会議で録音がされ
ていない会議は何か。

四 前記一の会議も含め、閣議や関係閣僚委員会、政務三役会議等、政府における全ての会議で事務方が出席していない会議は何か。

五 前記三の録音がされていない会議は、筆記にて発言を記録しているのか。

六 前記四の事務方が出席していない会議は、誰が発言内容を記録しているのか。

七 前記一の会議も含め、閣議や関係閣僚委員会、政務三役会議等、政府における全ての会議において録音、記録の担当者はどのように定められているのか。また、誰が責任者となっているのか。

八 前記一の会議のうち、公文書等の管理に関する法律が適用される会議は何か。また、議事録不作成にはどのような罰則規定があり、責任者はどのような責任を負うのか。

九 議事録のない会議の内容を、当時の委員が発言及び執筆している状況が見られる。守秘義務違反等の問題はないのか、政府の見解を示されたい。

右質問する。